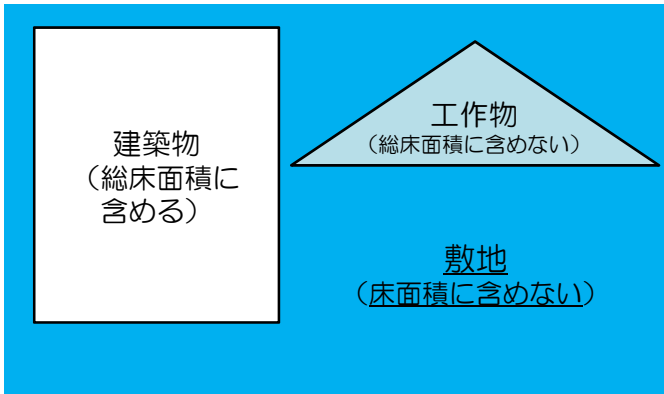


時短要請等対象施設の考え方（建築物の床面積の考え方）

（協力金の算定に係る面積の考え方ではありません）

参考



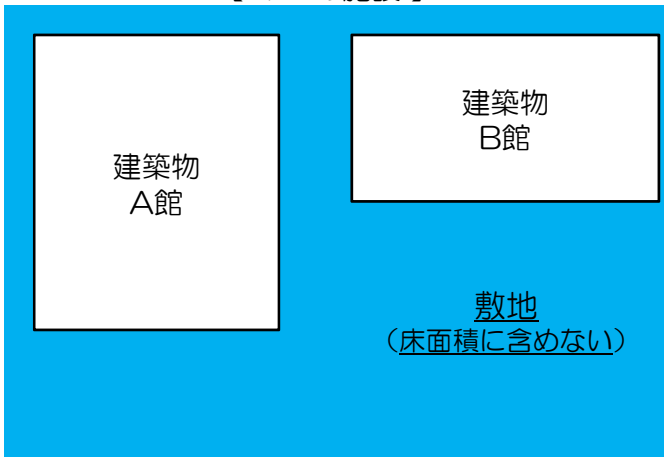
【基本的な考え方】

時短要請等の対象施設に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ総床面積が、

- 1,000㎡超 → 時短要請等の対象
- 1,000㎡以下 → 時短要請等の対象外

※協力金算定に係る面積ではないことに注意

【1つの施設】



【1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合】

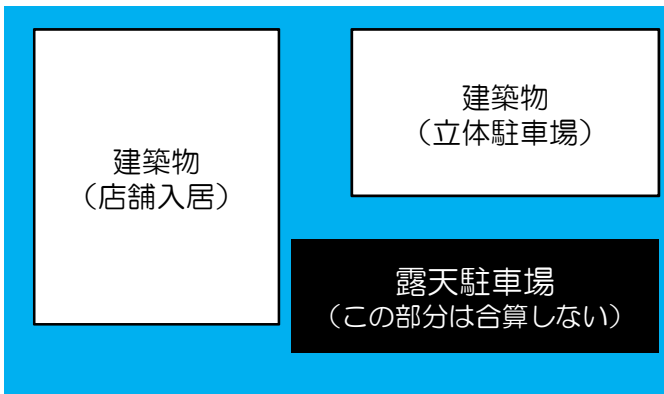
それらの建築物の床面積を合計して

- 1,000㎡超 → 時短要請等の対象
- 1,000㎡以下 → 時短要請等の対象外

※1つの施設敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合はこの限りではない。

＜左の例の場合＞

同一敷地内にA館とB館がある場合は、各館の床面積を合計する。



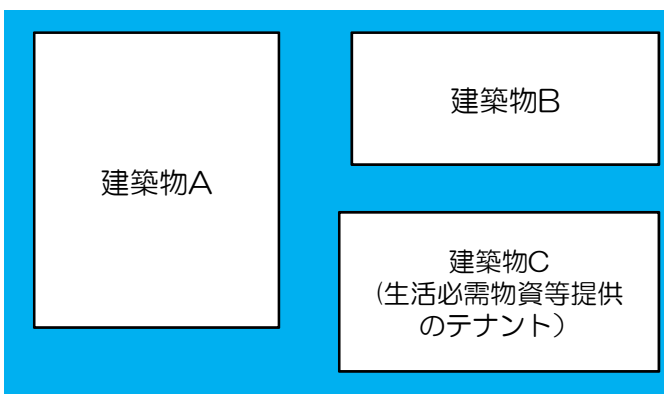
【同一の敷地内に駐車場がある場合】

立体駐車場は建築物として合算

「店舗入居の建築物＋立体駐車場」が

- 1,000㎡超 → 時短要請等の対象
- 1,000㎡以下 → 時短要請等の対象外

※露天駐車場は合算しない

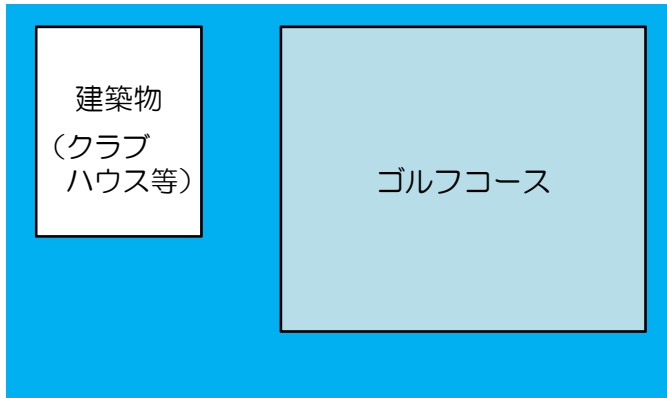


【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し（A＋B＋C）、

- 1,000㎡超 → 時短要請等の対象
- 1,000㎡以下 → 時短要請等の対象外

ただし、生活必需物資・サービスを提供するテナントは、時短要請等の制限はかからない（営業可）

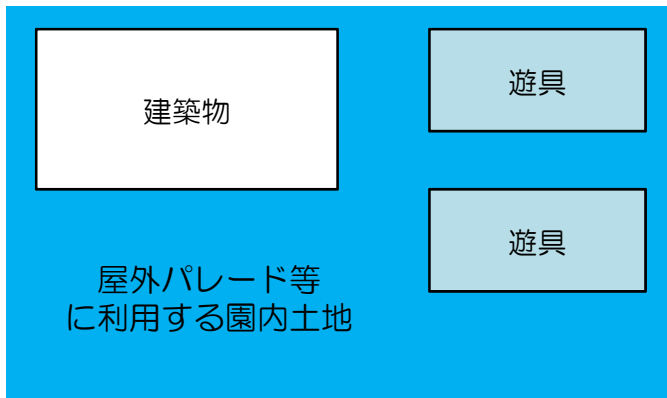


【 ゴルフコース 】

建築物（クラブハウス等）の床面積が

- 1,000㎡超 → 時短要請等の対象
 - 1,000㎡以下 → 時短要請等の対象外
- ※コースの面積は含まれない

ただし、時短要請等の対象はゴルフ場全体（クラブハウス等の建築物、ゴルフコース）となる。

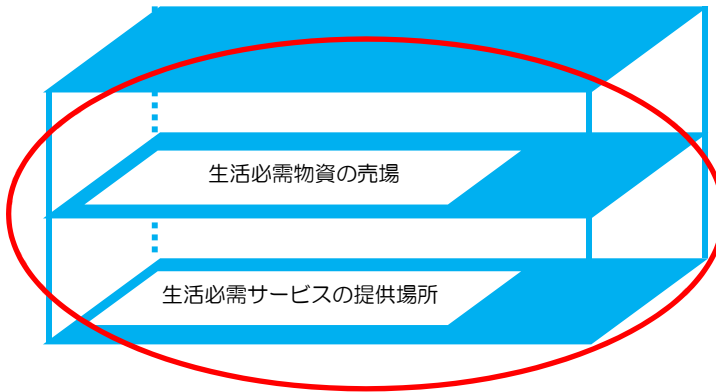


【 テーマパーク・遊園地 】

建築物の床面積が

- 1,000㎡超 → 時短要請等の対象
 - 1,000㎡以下 → 時短要請等の対象外
- ※園内土地の面積は含まれない

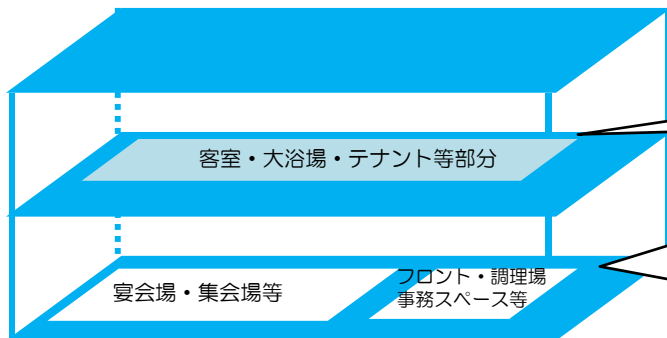
ただし、時短要請等の対象は全体（建築物、遊具・アトラクション、園内土地）となる。



【 百貨店やマーケット等の施設において、施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗 】

管理対象である店舗全体が時短要請等対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需物資の売場や生活必需サービスの提供場所も含んで考えるが、時短要請等は生活必需物資・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えない



【 ホテル・旅館の集会の用に供する部分 】

客室・大浴場・テナント店等の床面積は合算しない

集会場・宴会場等として機能するうえで必要な箇所の床面積を合計する。

※ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等を合算

1,000㎡超
なら時短要
請等の対象